

ペットの飼い主の皆さん

マナーの確認を お願いします！



犬や猫などの小動物は、人間のパートナーとして私たちの生活に潤いをもたらしてくれます。しかし、その一方で騒音や悪臭など、ペットをめぐるトラブルも絶えません。安易に動物を捨てたり、虐待する事件も増えています。

飼い主には、命ある動物の一生の面倒を見るという強い自覚と責任感が求められています。

今号では、ペットの飼い主に求められるマナーや心構えについて紹介します。

詳しくは健康課☎477・0030、広報課☎470・7708または都動物愛護相談センター多摩支所☎042・581・7435へ。

犬を飼う場合の マナーについて



ふんは必ず持って帰る

散歩中、「後始末が面倒だから、ついついそのまま…」という方も多いのではないでしょうか。ふんを持って帰ることは飼い主として最低限のマナーです。

市では、ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例で「何人も、自己が飼育し、又は管理する犬その他の動物を公共の場所等において散歩させるときは、ふんを処理する容器を携帯し、当該犬その他の動物のふんを持ち帰らなければならない」と規定しています。

散歩中は、必ずビニール袋等を携帯しましょう。

散歩の際、リード(引き綱)を必ずつける

時々、リード(引き綱)をつけずに散歩している方を見かけます。いくら「自分の犬は、しつけが行き届いているから」といっても、ほかの方には分かりにくいもの。周囲には、動物嫌いな方がいることを忘れてください。犬が思わぬ行動に出たりして、人にケガを負わせたり、交通事故に遭うかもしれません。外出をする場合は、必ずリードをつけ、犬を制御できる方が持ちましょう。

猫を飼う場合の マナーについて



飼い猫以外の猫にえさをあげない

屋外で猫にえさをあげていませんか。野良猫は、えさをもらえる所に集まります。集まった猫による排せつ物で周囲の方に迷惑を掛けたり、飼い主のいない子猫が増えることにもつながります。「かわいそうだから」と思っても、飼い猫以外の猫にえさを与えないでください。

屋内で飼いましょう

「猫は犬と違って、屋外に出るのは自然なこと」と考えている方がいますが、もしかしたら近所の方に迷惑を掛けているかもしれません。猫は屋内で飼っても、人間が思うほどストレスを感じないで生活できる動物です。感染症の予防や交通事故の危険防止等のためにも、猫はできるだけ屋内で飼いましょう。どうしても屋外に出す場合は、自宅内での排せつの習慣を付け、繁殖を望まない場合は避妊・去勢手術をしましょう。

問われる飼い主の責任

ペットに関する苦情やトラブルが後を絶ちません。特に都心部や集合住宅といった環境の中、飼い主の知識不足や無責任な飼育によって問題となっているケースが多いようです。

動物のえさの世話や健康管理はもちろんです。犬の係留、むだ吠(ぼ)えに対するしつけ、猫のトイレのしつけ、ふん尿、抜け毛の始末、繁殖を希望しない場合は、不妊・去勢の処置なども飼い主の務めです。

罰則も 動物虐待・遺棄

「世話が大変」「かわいくなかったから」と、安易に動物

犬を飼ったら 必ず登録をしてください！

狂犬病予防法に基づき、犬の所有者に対して「犬の登録を行うこと」や「予防接種を受けること」が義務付けられています。具体的には、生後91日以上飼育した犬について、飼った日から30日以内に登録をして、年1回の狂犬病予防注射を受けることになっています。

まだ未登録な方、あるいは狂犬病予防注射を忘れていた方は、速やかに登録と飼い犬への注射を行ってください。

なお、市獣医師会に加入している下表の動物病院では、新規登録や予防注射、注射済票の交付を受けることができます。費用は、新規登録が3,000円、予防注射が3,000円、注射済票の交付が550円です。そのほかに、死亡の手続き、鑑札の再交付を行うことができます。

詳しくは健康課予防係☎477・0030へ。

注射、済票交付、新規登録ができる動物病院

病院名	所在地	電話番号
いそべ動物病院	中央町4-8-10	471-0031
かざま動物病院	中央町2-6-50	453-8111
関根どうぶつ病院	前沢3-8-12	476-8868
田中動物病院	東本町4-9	474-0533
トオヤ動物病院	中央町1-1-49	473-7078
山村獣医科	中央町1-3-1	471-6306

物を捨てる身勝手な飼い主も依然としています。犬や猫に限らず、捨てられたワニやヘビが公園などで発見された例も、報道などで見掛けます。

近年、動物の殺傷などの虐待事件が社会問題として注目されています。「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の殺傷

等の虐待、遺棄などに対する罰則が定められています。みだりに愛護動物を殺傷した者は、一年以下の懲役または100万円以下の罰金、虐待・遺棄した者は、50万円以下の罰金、等と明記されています。

法律では、動物愛護とペットの飼育方法などについても幅広く規定されています。飼い主は動物の健康を守り、周囲に迷惑を掛けない「しつけ」と「配慮」を欠かさないこと。さらに、動物による感染症について正しい知識を持ち、名札や標識によって動物の所有者を明らかにするよう

飼育の配慮と心構え

努力しなければなりません。動物を飼うということは、命を預かるということ。飼育に伴うさまざまなトラブル、経済的な負担や住環境も見据えた上で、皆さんの新しい家族であるペットを迎え入れてください。

動物愛護週間

9月20日(木)～26日(水)は動物愛護週間です。

動物愛護週間は、広く国民に、命あるものである動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を

深めるために、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて設けられたものです。この機会に、私たちが飼っている動物、身近にいる動物たちについて、もう一度考えてみましょう。

動物愛護ふれあい フェスティバル

「いのち輝け
人と動物の輪で」

9月22日(土)午前11時～午後4時 上野恩賜公園内噴水池前広場と上野動物園(いずれもJR上野駅から徒歩2分)で「愛犬のしつけ方教室」

「聴導犬実演」「ペット写真展」「こども動物園」等のイベントを開催します。当日直接会場へ。

9月23日(祝)午後1時半～5時、東京国立博物館平成館講堂(JR上野駅または鶯谷駅から徒歩10分)で動物愛護シンポジウム「飼育前に考えよう」動物への責任、社会への責任」を開催します。定員390人。申し込みは電話で社団法人日本動物福祉協会☎03・5740・8856へ。

詳しくは都福祉保健局健康安全室環境衛生課☎03・5740・8856へ。



「愛犬のしつけ方教室」

都福祉保健局ホームページアドレス
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html>